

消火設備に関する運用指針

【平元.3.22 消防危第24号、平3.6.19 消防危第71号、平8.10.15 消防危第125号、平24.3.30消防危第90号、平24.3.30消防危第92号】

1 消火設備の設置の区分

第1種、第2種及び第3種の消火設備の設置の区分は、次のとおりとするものである。

- (1) 屋内消火栓設備及び移動式の第3種の消火設備は、火災のときに煙が充満するおそれのない場所等火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に限り設けることができる。
- (2) 屋外消火栓設備は、製造所等に屋外消火栓設備を設ける場合であっても建築物の1階及び2階の部分のみを放射能力範囲内とすることができるものであり、当該製造所等の建築物の地階及び3階以上の階にあっては、他の消火設備を設けるものである。また、屋外消火栓設備を屋外の工作物の消火設備とする場合においても、有効放水距離等を考慮した放射能力範囲に応じて設置する必要性があるものである。
- (3) 水蒸気消火設備は、第2類の危険物のうち硫黄及び硫黄のみを含有するものを溶融したものの又は引火点が100度以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに限り設けることができる。
- (4) 危省令第33条第1項第1号に規定する製造所等のタンクで、引火点が21度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもののポンプ設備、注入口及び払出口（以下「ポンプ設備等」という。）には、第1種、第2種又は第3種の消火設備を、ポンプ設備等を包含するように設けること。この場合において、ポンプ設備等に接続する配管の内径が200ミリメートルを超えるものにあつては、移動式以外の第3種の消火設備を設けなければならない。

2 屋内消火栓設備の基準

危省令第32条の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 屋内消火栓の開閉弁及びホース接続口は、床面からの高さが1.5メートル以下の位置に設けるものである。
- (2) 屋内消火栓の開閉弁及び放水用器具を格納する箱（以下「屋内消火栓箱」という。）は、不燃材料で造るとともに、点検に便利で、火災のとき煙が充満するおそれのない場所等火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けるものである。
- (3) 加圧送水装置の始動を明示する表示灯（以下「始動表示灯」という。）は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けるものである。ただし、（4）イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を明示することができる場合は、始動表示灯を設けないことができる。
- (4) 屋内消火栓設備の設置の表示は、次のア及びイによる。
 - ア 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示する。
 - イ 屋内消火栓箱の上部に取付け面15度以上の角度となる方向に沿って10メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設ける。
- (5) 水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置には、次のアからウまでによる。
 - ア 呼水装置には専用の呼水槽を設ける。
 - イ 呼水槽の容量は、加圧送水装置を有効に作動できるものである。
 - ウ 呼水槽には減水警報装置及び呼水槽へ水を自動的に補強するための装置が設けられているものである。
- (6) 屋内消火栓設備の予備動力源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次のア及びイによるものである。ただし、次のアに適合する内燃機関で、常用電源が停電したときに

第6-1 消火設備に関する運用指針

速やかに当該内燃機関を作動するものである場合に限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができる。

ア 容量は、屋内消火栓設備を有効に45分間以上作動させることができるものである。

イ 施行規則第12条第1項第4号口（自家用発電設備の容量に係る部分を除く。）、ハ（蓄電池設備の容量に係る部分を除く。）及びニに定める基準の例によるものである。

- (7) 操作回路及び前記（4）イの灯火の回路の配線は、施行規則第12条第1項第5号に定める基準の例によるものである。
- (8) 配管は、施行規則第12条第1項第6号に定める基準の例によるものである。
- (9) 加圧送水装置は、施行規則第12条第1項第7号に定める基準の例に準じて設けるものである。
- (10) 加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けるものである。
- (11) 貯水槽、加圧送水装置、予備動力源、配管等（以下「貯水槽等」という。）には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずるものである。
- (12) 屋内消火栓設備は、湿式（配管内に常に充水してあるもので、加圧送水装置の起動によって直ちに放水できる方式をいう。以下同じ。）とするものである。ただし、寒冷地において水が凍結するおそれがある等、市長が湿式としないことを認めた場合は、この限りでない。

3 屋外消火栓設備の基準

危省令第32条の2の規定によるほか、屋外消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 屋外消火栓の開閉弁及びホース接続口は、地盤面からの高さが1.5メートル以下の位置に設けるものである。
- (2) 放水用器具を格納する箱（以下「屋外消火栓箱」という。）は、不燃材料で造るとともに、屋外消火栓からの歩行距離が5メートル以下の箇所で、火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けるものである。
- (3) 屋外消火栓設備の設置の標示は、次のア及びイによる。
 - ア 屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示するものである。ただし、ホース接続口及び開閉弁を屋外消火栓箱の内部に設けるものにあつては、消火栓と表示することをもって足りるものである。
 - イ 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けるものである。
- (4) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずるものである。
- (5) 加圧送水装置、始動表示灯、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けるものである。
- (6) 屋外消火栓設備は、湿式とするものである。ただし、寒冷地において水が凍結するおそれのある等市長が湿式としないことを認めた場合は、この限りでない。

4 スプリンクラー設備の基準

危省令第32条の3の規定によるほか、スプリンクラー設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 開放型スプリンクラーヘッドは、防護対象物の全ての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第13条の2第4項第1号二及びホに定める基準の例によるものである。
- (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、防護対象物の全ての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第13条の2第4項第1号及び第14条第1項第7号に定

第6-1 消火設備に関する運用指針

める基準の例によるものである。

- (3) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、一斉開放弁又は手動開放弁を次のア及びイによるものである。
 - ア 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが、1.5メートル以下の箇所に設けるものである。
 - イ アに定めるもののほか、一斉開放弁又は手動式開放弁は、施行規則第14条第1項第1号（ハを除く。）に定める基準の例により設けるものである。
- (4) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するように設けるものである。
- (5) スプリンクラー設備には、施行規則第14条第1項第3号に定める基準の例により、各階又は放射区域ごとに制御弁をもうけるものである。
- (6) 自動警報装置は、施行規則第14条第1項第4号に定める基準の例によるものである。
- (7) 流水検知装置は、施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5に定める基準の例によるものである。
- (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の配管の末端には、施行規則第14条第1項第5号の2に定める基準の例により末端試験弁を設けるものである。
- (9) スプリンクラー設備には、施行規則第14条第1項第6号に定める基準の例により消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置するものである。
- (10) 起動装置は、施行規則第14条第1項第8号に定める基準の例によるものである。
- (11) 乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあっては、スプリンクラーヘッドが開放した場合に1分以内に当該スプリンクラーヘッドから放水できるものである。
- (12) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずるものである。
- (13) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けるものである。

5 水蒸気消火設備の基準

危省令第32条の4の規定によるほか、水蒸気消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 予備動力源は、1時間30分以上水蒸気消火設備を有効に作動させることができる容量とするほか、屋内消火栓設備の基準の例によるものである。
- (2) 配管は、金属製等耐熱性を有するものである。
- (3) 水蒸気発生装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けるものである。
- (4) 水蒸気発生装置及び貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずるものである。

6 水噴霧消火設備の基準

危省令第32条の5の規定によるほか、水噴霧消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 水噴霧消火設備に2以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにするものである。
- (2) 高圧の電気設備がある場所においては、当該電気設備と噴霧ヘッド及び配管との間に電気絶縁を保つための必要な空間を保つものである。
- (3) 水噴霧消火設備には、各階又は射程区域ごとに制御弁、ストレーナ及び一斉開放弁を次のア及びイによるものである。

第6-1 消火設備に関する運用指針

ア 制御弁及び一斉開放弁は、スプリンクラー設備の基準の例によるものである。

イ ストレーナ及び一斉開放弁は、制御弁の近くで、かつ、ストレーナ、一斉開放弁の順に、その下流側に設けるものである。

(4) 起動装置は、スプリンクラー設備の基準の例によるものである。

(5) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずるものである。

(6) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けるものである。

7 泡消火設備の基準

製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号。以下「泡消火設備告示」という。）によること。また、泡消火設備告示について、第4類の危険物のうち、水に溶けないもの以外のものに用いる泡消火薬剤については、水溶性液体用泡消火薬剤であって、泡消火設備告示別表5又は別表6に定める試験において消火性能を確認したものであれば、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第26号）第2条に定める泡消火薬剤の種別にかかわらず、当該消火設備を用いることができる。

8 不活性ガス消火設備の基準

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号。以下「不活性ガス消火設備告示」という。）によるほか、不活性ガス消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

(1) 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備において、防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合には、不活性ガス貯蔵容器を別に設けること。ただし、相互間に開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で区画されていれば、当該防護区画又は防護対象物に設置される不活性ガス貯蔵容器を共用することができるものとする。

(2) 不活性ガス消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されているが、ガソリン、灯油、軽油若しくは重油（以下「ガソリン等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物が取り扱われている場合であっても、当該製造所等は不活性ガス消火設備告示第5条第2号に規定されている「ガソリン等を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として取り扱うこと。

(3) 「ガソリン等を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、防護区画の体積が1,000立方メートル以上であるもの」又は「ガソリン等以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」において、貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性や当該消火設備が設置される防火区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合には、不活性ガス消火設備告示第5条第2号の規定にかかわらず政令第23条の規定を適用して、全域放出方式の不活性ガス消火設備に使用する消火剤を窒素、IG-55若しくはIG-541とすることができる。このとき、事務の合理性、信頼性の見地等から、危険物保安技術協会等の第三者機関による評価制度を活用させ、その評価結果により政令第23条の規定を適用するか否かを判断することができるものとする。

9 ハロゲン化物消火設備の基準

製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第558号。以下「ハロゲン化物消火設備告示」という。）によるほか、ハロゲン化物消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

(1) 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備において、防護区画又は防護対象

第6-1 消火設備に関する運用指針

物が互いに隣接する場合には、ハロゲン化物貯蔵容器を別に設けること。ただし、相互間に開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で区画されていれば、当該防護区画又は防護対象物に設置されるハロゲン化物貯蔵容器を共用することができるものとする。

- (2) ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されているが、ガソリン、灯油、軽油若しくは重油（以下「ガソリン等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物を取り扱われている場合であっても、当該製造所等はハロゲン化物消火設備告示第5条第2号に規定されている「ガソリン等を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として取り扱うこと。
- (3) 「ガソリン等を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、防護区画の体積が1,000立方メートル以上であるもの」又は「ガソリン等以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」において、貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性や当該消火設備が設置される防火区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合には、ハロゲン化物消火設備告示第5条第2号の規定にかかわらず政令第23条の規定を適用して、全域放出方式のハロゲン化物消火設備に使用する消火剤をHFC-23又はHFC-227eaとすることができる。このとき、事務の合理性、信頼性の見地等から、危険物保安技術協会等の第三者機関による評価制度を活用させ、その評価結果により政令第23条の規定を適用するか否かを判断することができるものとする。

10 粉末消火設備の基準

危省令第32条の9の規定によるほか、粉末消火設備の基準の細目は次のとおりとするものである。

- (1) 全域放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドは、次に定める所により設けるものである。
 - ア 放射された消火剤が危省令第32条の7第1号の区画された部分（以下「防護区画」という。）の全域に均一に、かつ、速やかに拡散することができるように設ける。
 - イ 噴射ヘッドの放射圧力は、100キロパスカル以上である。
 - ウ (3) アに定める消火剤の量を30で除して得られた量以上の量を毎秒当たりの放射量として放射できるものである。
- (2) 局所放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドは、前記(1)イの例によるほか次に定めるところにより設けるものである。
 - ア 噴射ヘッドは防護対象物の全ての表面がいずれかの噴射ヘッドの有効射程内にあるように設ける。
 - イ 消火剤の放射によって危険物が飛散しない場所に設ける。
 - ウ (3) イに定める消火剤の量を30で除して得られた量以上の量を毎秒当たりの放射量として放射できるものである。
- (3) 粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクに貯蔵する消火剤の量は、次に定めるところによるものである。
 - ア 全域放出方式の粉末消火設備にあつては、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより算出された量以上の量とする。
 - (ア) 次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量の割合で計算した量。

第6-1 消火設備に関する運用指針

消 火 剤 の 種 別	防護区画の体積1 m ³ 当たりの消火剤の量 (k g)
炭酸水素ナトリウムを主成分とするもの (以下「第一種粉末」という。)	0.60
炭酸水素カリウムを主成分とするもの(以下「第二種粉末」という。) 又はりん酸塩類等を主成分とするもの(りん酸アンモニウムを90%以上含有するものに限る。以下「第三種粉末」という。)	0.36
炭酸水素カリウムと尿素の反応生成物(以下「第四種粉末」という。)	0.24
特定の危険物に適應すると認められるもの(以下「第五種粉末」という。)	特定の危険物に適應すると認められる消火剤に応じて定められた量

(イ) 防護区画の開口部に自動閉鎖装置(防火設備又は不燃材料で造った戸で消火剤が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置をいう。)を設けない場合にあつては、前記(ア)により算出された量に、次の表に掲げる消火剤に応じ、同表に掲げる量の割合で計算した量を加算した量。

消 火 剤 の 種 別	開口部の面積1 m ² 当たりの消火剤の量 (k g)
第一種粉末	4.5
第二種粉末又は第三種粉末	2.7
第四種粉末	1.8
第五種粉末	特定の危険物に適應すると認められる消火剤に応じて定められた量

(ウ) 防火区画内において貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、別表に定める消火剤に応じた係数を前記(ア)及び(イ)により算出された量に乗じて得た量とするものである。ただし、別表に掲げられていない危険物及び別表において係数が定められていない危険物にあつては、後記「粉末消火剤に係る係数を定めるための試験方法」に定める試験により求めた係数を用いるものである。

イ 局所放出方式の粉末消火設備にあつては、次の(ア)又は(イ)により算出された量に貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ前記ア(ウ)に定める係数を乗じ、さらに1.1を乗じた量以上の量とする。

(ア) 面積式の局所放出方式

液体の危険物を上面を開放した容器に貯蔵する場合、その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、危険物が飛散するおそれがない場合にあつては、次の表に掲げる液表面積及び放射方法に応じ、同表に掲げる数量の割合で計算した量とする。

消 火 剤 の 種 別	防護対象物表面積※1 m ² 当たりの消火剤の量(k g)
第一種粉末	8.8
第二種粉末又は第三種粉末	5.2
第四種粉末	3.6
第五種粉末	特定の危険物に適應すると認められる消火剤に応じて定められた量

※ 当該防護対象物の一辺の長さが0.6メートル以下の場合にあつては、当該辺の長さを0.6として計算した面積とする。

第6-1 消火設備に関する運用指針

(イ) 容積式の局所放出方式

前記(ア)に掲げる場合以外の場合にあっては、次の式によって求められた量に防護空間(防護対象物の全ての部分から0.6メートル離れた部分によって囲まれた空間の部分)の体積を乗じた量とする。

$$Q = X - Y \frac{a}{A}$$

Q：単位体積当たりの消火剤の量(単位：kg/m³)

a：防護対象物の周囲に実際に設けられた固定側壁(防護対象物の全ての部分から0.6メートル離れた部分によって囲まれた空間の部分)の面積の合計(単位：m²)

A：防護空間の全周の側面積(実際に設けられた固定側壁の面積と固定側壁のない部分に固定側壁があるものと仮定した部分の面積の合計をいう。)(単位：m²)

X、Y：次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、それぞれ、同表に掲げる値

消火剤の種別	Xの値	Yの値
第一種粉末	5.2	3.9
第二種粉末又は第三種粉末	3.2	2.4
第四種粉末	2.0	1.5
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量	

ウ 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備において、同一の製造所等に防護区画又は防護対象物が二以上存する場合には、それぞれの防護区画又は防護対象物について前記ア及びイの例により計算した量のうち、最大の量以上の量とすることができるものである。

ただし、防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合にあっては、一の貯蔵容器等を共用することはできないものとする。

なお、「互いに隣接する場合」とは、原則として相互の距離によらず該当するものである。【平2.10.31 消防危第105号質疑】

エ 移動式の粉末消火設備にあっては、一のノズルにつき次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量以上の量とするものである。

消火剤の種別	消火剤の量
第一種粉末	50
第二種粉末又は第三種粉末	30
第四種粉末	20
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

(4) 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の基準は、施行規則第21条第4項に定める基準に準じて設けるものである。

(5) 移動式の粉末消火設備は、施行規則第21条第5項に定める基準に準じて設けるものである。

第6-1 消火設備に関する運用指針

別表 危険物の種類に対する粉末消火剤の係数

消火剤の種別 危険物	粉 末			
	第一種	第二種	第三種	第四種
アクリロニトリル	1.2	1.2	1.2	1.2
アセトアルデヒド	—	—	—	—
アセトニトリル	1.0	1.0	1.0	1.0
アセトン	1.0	1.0	1.0	1.0
アニリン	1.0	1.0	1.0	1.0
エタノール	1.2	1.2	1.2	1.2
塩化ビニル	—	—	1.0	—
ガソリン	1.0	1.0	1.0	1.0
軽油	1.0	1.0	1.0	1.0
原油	1.0	1.0	1.0	1.0
酢酸	1.0	1.0	1.0	1.0
酢酸エチル	1.0	1.0	1.0	1.0
酸化プロピレン	—	—	—	—
ジエチルエーテル	—	—	—	—
ジオキサン	1.2	1.2	1.2	1.2
重油	1.0	1.0	1.0	1.0
潤滑油	1.0	1.0	1.0	1.0
テトラヒドロフラン	1.2	1.2	1.2	1.2
灯油	1.0	1.0	1.0	1.0
トルエン	1.0	1.0	1.0	1.0
ナフサ	1.0	1.0	1.0	1.0
菜種油	1.0	1.0	1.0	1.0
二硫化炭素	—	—	—	—
ピリジン	1.0	1.0	1.0	1.0
ブタオール	1.0	1.0	1.0	1.0
プロパノール	1.0	1.0	1.0	1.0
ヘキサン	1.2	1.2	1.2	1.2
ヘプタン	1.0	1.0	1.0	1.0
ベンゼン	1.2	1.2	1.2	1.2
ペンタン	1.4	1.4	1.4	1.4
ボイル油	1.0	1.0	1.0	1.0
メタノール	1.2	1.2	1.2	1.2
メチルエチルケトン	1.0	1.0	1.0	1.0
モノクロルベンゼン	—	—	1.0	—

備考 —印は、当該危険物の消火剤として使用不可

第6-1 消火設備に関する運用指針

粉末消火剤に係る係数を定めるための試験方法

1 器材

器材は次のものを用いるものとする。

- (1) 1メートル×1メートル×0.1メートルの鉄製の燃焼槽
- (2) 噴射ヘッド1個（オーバーヘッド用で放出角度90度のフルコーン型。等価噴口面積は流量の0.7の値を目途として、ヘッドの吐出圧力と圧力容器で調整する）
- (3) 消火剤容器 体積20リットル以上（消火剤の種別により定める。）
- (4) 消火剤重量 12±1キログラム（消火剤の種別により定める。）

2 試験方法

- (1) 前1(1)の燃焼槽に対象危険物を深さ3センチメートルとなるように入れて点火する。
- (2) 点火1分後に下図の噴射ヘッドから表に示す標準放出量 Q_s （キログラム毎秒）の消火剤を放出圧力（ノズル圧力）10±2キロパスカルで、30秒間放出する。
- (3) 消火しない場合は、前(1)及び前(2)の操作を放出量を増して行い、消火するまで繰り返して、消火した時の放出量を記録する。
- (4) 前記(1)から(3)までの操作を3回以上繰り返し、その平均放出量 Q （キログラム毎秒）を求める。

3 係数の求め方

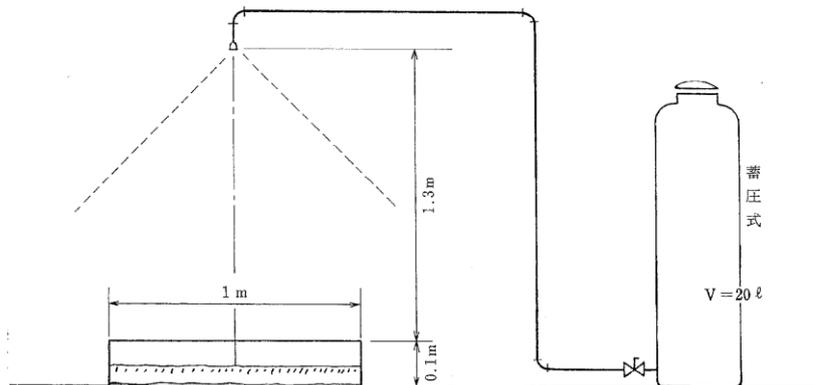
当該危険物の係数 K は、次の式により求めるものとする。

$$K = Q / Q_s$$

※ K は小数点以下第2位を四捨五入し、0.2刻みとして切り上げるものであること。

計算例：第一種粉末消火剤の場合の平均放出量が0.25キログラム毎秒の場合

$K = 0.25 / 0.20 = 1.25 \div 1.30 \div 1.40$ となる。



消火試験器材配置図

表 粉末消火剤の種別と標準放出量

消火剤の種別	標準放出量(kg/sec)
第一種粉末	0.20
第二種粉末又は第三種粉末	0.12
第四種粉末	0.08